

静岡県公安委員会規程第1号

古物営業法に基づく通知書等の様式に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年5月17日

静岡県公安委員会委員長 生座本 磯 美

古物営業法に基づく通知書等の様式に関する規程の一部を改正する規程

古物営業法に基づく通知書等の様式に関する規程（平成17年静岡県公安委員会規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>古物営業法に基づく通知書等の様式に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）に基づく行政処分を静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が通知する場合等に用いる書面の様式を定めるものとする。</p> <p>(許可をしない旨の通知)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>(管理者の解任勧告)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>(古物競りあっせん業の認定)</p> <p><b>第4条</b> <u>公安委員会は、法第21条の5第1項の認定をした場合において、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第19条の7第1項の規定による通知をするときは、様式第3号による認定通知書により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>公安委員会は、法第21条の5第1項の認定</u></p>	<p>古物営業法<u>等</u>に基づく通知書等の様式に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）<u>及び古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）</u>に基づく行政処分<u>等</u>を静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が通知する場合等に用いる書面の様式を定めるものとする。</p> <p>(許可をしない旨の通知)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>(許可の取消し)</p> <p><b>第2条の2</b> <u>公安委員会は、法第6条第1項の規定による取消しをするときは、古物商又は古物営業主に対し、様式第1号の2による許可取消処分通知書によりその旨を通知するものとする。</u></p> <p>(管理者の解任勧告)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>(古物競りあっせん業の認定)</p> <p><b>第4条</b> <u>施行規則第19条の7第1項の規定による通知は、様式第3号による認定通知書により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>施行規則第19条の7第2項の規定による通</u></p>

をしないときは、当該認定の申請をした者に対し、様式第4号による決定通知書によりその旨を通知するものとする。

(営業の停止等)

第6条 (略)

知は、様式第4号による決定通知書により行うものとする。

(営業の停止等)

第6条 (略)

(盗品売買等防止団体に係る承認)

第7条 施行規則第24条第1項の規定による通知は、様式第7号による承認通知書により行うものとする。

2 施行規則第24条第2項の規定による通知は、様式第8号による不承認通知書により行うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第2条の2関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）  
（表）

第 号  
年 月 日

許可取消処分通知書

住 所  
氏名又は名称

殿

静岡県公安委員会 印

古物営業法第6条第1項の規定に基づき、次のとおり許可を取り消したの  
で通知します。

- 1 営業の種別
- 2 取消年月日
- 3 処分の理由

(裏)

この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第 6 号の次に次の 2 様式を加える。

第 号

承認通知書

住 所

氏名又は名称

殿

年 月 日付で申請のあった盗品売買等防止団体の承認については、古物営業法施行規則第23条の規定により承認したので通知します。

年 月 日

静岡県公安委員会 印

第 号

不承認通知書

住 所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった盗品売買等防止団体の承認については、次の理由により承認しないので通知します。

理由

年 月 日

静岡県公安委員会 印

(裏)

この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。